

監査報告書

2022（令和4）年6月3日

社会福祉法人 東京コロニー

理事長 中村 敏彦 殿

監事 山根 伸治
監事 神野 敏夫

私たち監事は、2021（令和3）年4月1日から2022（令和4）年3月31日までの2021（令和3）年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

監査報告書

2022（令和4）年6月3日

社会福祉法人 東京コロニー

理事長 中村 敏彦 殿

監事



私は、2021(令和3)年4月1日から2022(令和4)年3月31日までの2021(令和3)年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関

係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関し法令に違反する以下の事実が認められました。
2022(令和3)年3月19日開催の第318回理事会第3号議案所長級嘱託再雇用の承認手続きにおいて、審議対象者9名のうち理事兼務者である6名につき利益相反取引に該当するため、社会福祉法第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条の規定により、その承認に際し当該取引に係る重要な事実の開示が求められているにもかかわらず、その取引に係る重要な事実である取引金額の開示がされないまま審議及び承認決議が行われた。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監事意見

法人ガバナンスの強化という平成29年改正社会福祉法における改正の趣旨を踏まえ、以下2点を求める。

- （1）定款に定めのない「常務会」「所長会」といった会議体に係る規定を定款施行細則から除外すること。
上記会議体について規程を設ける必要がある場合には、定款施行細則とは別に規定すること。
- （2）上記（1）の実施と併せ、理事長専決事項の範囲を「日常の業務」とする法令等の本旨を踏まえ、法人諸規程のすべての改廃権限を理事会に属するものとする。

以 上